

報告第31号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月17日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高4509番地9先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月25日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市豊科4960番地1

氏名 長野県安曇野建設事務所長 唐沢 則夫

2 事故の概要

令和3年5月21日、安曇野市穂高の県道を公用車が走行中、信号の確認を怠り、赤信号のところを交差点内に進入し、国道を直進していた車両に衝突した事故により、衝突の反動で路外に逸脱した車両が相手方所有の道路構造物に接触したことによる物損事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として43,780円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。